

## ①売上要件に係る証拠書類等の特例

### ■中小・小規模事業者等の場合

売上要件の基準月を含む(2018~2020年)確定申告書類の写しについて、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合には、以下の証拠書類を代替して提出すること。

(例：災害により確定申告書類等の写しを紛失した場合等)

#### 【代替の証拠書類】

当該事業年度の1事業年度前の法人確定申告書の写し又は当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名又は押印がなされたもの。(様式自由)

### ■個人事業者等の場合

売上要件の基準月を含む2018年分、2019年分、2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2018年分、2019年分、2020年分の確定申告書第一表の写しを提出できないものと事務局が認める場合には、以下の証拠書類を代替して提出すること。

(例：災害により確定申告書類等の写しを紛失した場合等)

#### 【代替の証拠書類】

当該年分の住民税の申告書類(市町村民税・道民税の申告書類)の写し(收受日付印の押印されたもの)

※收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。【「申請の手引き」P24参照】

※住民税の申告書類では、月次の事業収入が記載されていないため、基準月を含む事業年度の年間事業収入を12で割った金額を月次の収入とします。